

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りではない。

- 12 総務大臣は、第1項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（地方債についての関与の特例）

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

○地方財政法施行令（昭和23年法律第267号）

（地方債の協議の相手方等）

第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（地方債の許可手続）

第21条

法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定にする同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

事故繰越となる事業に係る資金区分の変更について

概要

- 財政融資資金については、「財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則」第28条第2項の規定により、貸付期日の延長について、資金貸付予定額の決定の対象となった年度の翌年度の3月末日を超えることができないとされている。

このため、平成25年度に同意又は許可を得た地方債について、明許繰越により平成26年度に引き続き実施してきた事業のうち、やむを得ない事情により平成26年度中に事業が完了できず事故繰越が生じた事業等について、資金区分を財政融資資金から銀行等引受資金に変更するもの。

また、同規則第28条の2第1項の規定により翌年度において運用することと決定された普通地方長期資金等についても翌年度の3月末日を超えることができないとされていることから、平成26年度に同意又は許可を得た地方債のうち、平成25年度国の補正予算（第1号）に係る国庫補助事業で、やむを得ない事情により平成26年度中に事業が完了できず、平成27年度に明許繰越及び建設改良繰越する事業について、資金区分を財政融資資金から銀行等引受資金に変更するもの。

同意等の予定日

平成27年3月20日（金）

〈関係法令（抜粋）〉

- 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和48年3月31日法律第7号）
（長期運用予定額の繰越し）
第3条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金のうち当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。
- 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）
（普通地方長期資金等貸付期日の延長承認）
第28条
2 財務大臣は、前項の規定により提出を受けた財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認申請書に基づいて、新たな貸付期日を決定した場合には財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認通知書により、適当でないと認めた場合にはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、新たな貸付期日を決定する場合には、資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の三月末日を超えることはできない。

第 28 条の 2 財務大臣は、普通地方長期資金等の運用の状況その他の事情を勘案して、翌年度において運用する普通地方長期資金等の金額を決定することができる。

2 財務大臣は、前項の決定をした場合、翌年度において、第十六条の規定により地方公共団体から提出を受けた書類に基づいて、第十七条の規定により資金貸付予定額を決定したときは財政融資資金貸付予定額通知書により、資金貸付予定額を決定しないこととしたときはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、前項の決定に係る普通地方長期資金等について、貸付期日は、第二十七条の規定にかかわらず、翌年度の三月末日（当該三月末日が土曜日に当たる場合にはその前日とし、当該三月末日が日曜日に当たる場合にはその前々日とする。）までとし、第二十八条の規定は適用しない。

■ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

（中略）

12 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

■ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

3 都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

■ 地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号）

（地方債の協議を要しない場合）

第 1 条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号。以下「法」という。）第五条の三
第一項 ただし書（法第五条の四第六項 において準用する場合を含む。）に規定する
総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 3 同意又は許可を得た地方債の発行に際して、借入先を変更する場合 （公的資金から公的資金以外に借入先を変更する場合を除く。）、発行の方法を証券発行から証書借入れに変更し、若しくは証書借入れから証券発行に変更する場合、利率を引き下げる場合又は償還年限を短縮し、若しくは償還ペース（每期当たりの償還金額に基づく実質的な償還期間及び同意若しくは届出又は許可において予定された借換えの額の発行額に対する割合を勘案した償還の進行の度合いをいう。以下この条において同じ。）を繰り上げる場合

起債変更協議等について

(単位：百万円)

団体名	事業区分	既同意等額				変更協議等額				振替額
		財政融資	機 構	市場公募	銀行等	財政融資	機 構	市場公募	銀行等	
都道府県・政令市		93,507.1	33.0	15,759.7	22,812.3	93,507.1	33.0	15,817.0	29,714.6	6,959.6
岩手県	災害復旧事業	1,699.0	-	-	-	1,699.0	-	-	280.0	280.0
宮城県	災害復旧事業	246.9	-	-	-	246.9	-	-	12.3	12.3
宮城県	港湾整備事業	790.0	-	-	-	790.0	-	-	180.5	180.5
秋田県	災害復旧事業	91.9	-	-	-	91.9	-	-	1.9	1.9
山形県	災害復旧事業	105.2	-	-	-	105.2	-	-	105.2	105.2
福島県	公共事業等	18,507.3	-	759.7	10,077.1	18,507.3	-	759.7	11,174.4	1,097.3
福島県	公営住宅建設事業	819.4	-	-	-	819.4	-	-	580.0	580.0
福島県	公営住宅建設事業※	5,474.5	-	-	-	5,474.5	-	-	2,123.0	2,123.0
福島県	災害復旧事業	2,898.9	-	-	-	2,898.9	-	-	205.2	205.2
千葉県	災害復旧事業	1,422.5	-	-	-	1,422.5	-	57.3	-	57.3
新潟県	災害復旧事業	3,391.0	-	-	-	3,391.0	-	-	684.0	684.0
新潟県	下水道事業	1,242.0	-	-	-	1,242.0	-	-	12.0	12.0
福井県	災害復旧事業	2,223.0	-	-	-	2,223.0	-	-	16.0	16.0
岐阜県	公共事業等	34,592.7	-	15,000.0	12,735.2	34,592.7	-	15,000.0	12,771.0	35.8
三重県	災害復旧事業	438.0	-	-	-	438.0	-	-	52.0	52.0
和歌山県	災害復旧事業	1,669.6	-	-	-	1,669.6	-	-	31.0	31.0
鳥根県	災害復旧事業	2,733.6	-	-	-	2,733.6	-	-	271.6	271.6
山口県	災害復旧事業	3,756.2	-	-	-	3,756.2	-	-	243.6	243.6
徳島県	災害復旧事業	60.0	-	-	-	60.0	-	-	12.0	12.0
徳島県	全国防災事業	2,180.0	-	-	-	2,180.0	-	-	73.0	73.0
香川県	公共事業等	7,365.0	33.0	-	-	7,365.0	33.0	-	21.0	21.0
大分県	公共事業等	179.0	-	-	-	179.0	-	-	179.0	179.0
宮城県	水道事業	142.3	-	-	-	142.3	-	-	45.7	45.7
熊本県	熊本市	1,479.1	-	-	-	1,479.1	-	-	640.2	640.2
熊本県	熊本市	1,479.1	-	-	-	1,479.1	-	-	640.2	640.2

※ 東日本大震災分

(単位：百万円)

団体名	事業区分	既同意額				変更協議額				振替額
		財政融資	機構	市場公募	銀行等	財政融資	機構	市場公募	銀行等	
市町村・特別区		28,565.7	181.5	-	1,554.5	28,565.7	181.5	-	8,572.1	7,017.6
青森県	災害復旧事業	294.2	-	-	-	294.2	-	-	17.6	17.6
岩手県	災害復旧事業	137.7	-	-	-	137.7	-	-	11.7	11.7
岩手県	学校教育施設等整備事業	1.1	-	-	-	1.1	-	-	1.1	1.1
岩手県	災害復旧事業	1.4	-	-	-	1.4	-	-	0.7	0.7
岩手県	水道事業	93.6	-	-	-	93.6	-	-	20.1	20.1
岩手県	公共事業等	343.5	-	-	-	343.5	-	-	23.9	23.9
岩手県	災害復旧事業	596.3	-	-	-	596.3	-	-	270.2	270.2
岩手県	災害復旧事業	64.6	-	-	-	64.6	-	-	5.0	5.0
岩手県	災害復旧事業	228.6	-	-	-	228.6	-	-	29.4	29.4
岩手県	公共事業等	689.8	-	-	-	689.8	-	-	617.0	617.0
岩手県	災害復旧事業	285.9	-	-	-	285.9	-	-	33.7	33.7
岩手県	公共事業等	8.4	-	-	-	8.4	-	-	4.9	4.9
岩手県	災害復旧事業	59.0	-	-	-	59.0	-	-	59.0	59.0
岩手県	災害復旧事業	140.5	-	-	-	140.5	-	-	20.8	20.8
岩手県	公共事業等	50.0	-	-	-	50.0	-	-	50.0	50.0
岩手県	過疎対策事業	74.7	-	-	-	74.7	-	-	7.9	7.9
岩手県	公共事業等	86.7	-	-	-	86.7	-	-	27.3	27.3
岩手県	過疎対策事業	121.0	-	-	-	121.0	-	-	7.7	7.7
宮城県	公共事業等	118.7	-	-	-	118.7	-	-	10.9	10.9
宮城県	学校教育施設等整備事業	681.2	-	-	-	681.2	-	-	98.2	98.2
宮城県	災害復旧事業※	15.0	-	-	-	15.0	-	-	0.5	0.5
宮城県	過疎対策事業	387.8	-	-	-	387.8	-	-	5.6	5.6
宮城県	下水道事業	50.4	-	-	-	50.4	-	-	5.7	5.7
宮城県	病院事業・介護サービス事業	2,736.7	-	-	1,000.0	2,736.7	-	-	1,004.0	4.0
宮城県	災害復旧事業※	30.0	-	-	-	30.0	-	-	11.1	11.1
宮城県	学校教育施設等整備事業	109.9	-	-	-	109.9	-	-	10.7	10.7
宮城県	公営住宅建設事業	126.3	-	-	-	126.3	-	-	70.0	70.0
宮城県	災害復旧事業※	59.4	-	-	-	59.4	-	-	33.5	33.5
秋田県	災害復旧事業	55.3	-	-	-	55.3	-	-	8.2	8.2
秋田県	公共事業等	10.6	-	-	-	10.6	-	-	1.2	1.2
山形県	災害復旧事業	52.4	-	-	-	52.4	-	-	9.4	9.4
山形県	災害復旧事業	63.4	-	-	-	63.4	-	-	5.6	5.6
山形県	災害復旧事業	76.4	-	-	-	76.4	-	-	7.9	7.9

※ 東日本大震災分

(単位：百万円)

団体名	事業区分	既同意額			変更協議額			振替額	
		財政融資	機構	銀行等	財政融資	機構	銀行等		
福島県	福島市	公共事業等	303.0	-	-	303.0	229.5	-	73.5
福島県	福島市	災害復旧事業※	82.1	-	-	82.1	76.3	-	5.8
福島県	福島市	緊急防災・減災事業	34.2	-	-	34.2	-	-	34.2
福島県	福島市	全国防災事業	281.2	-	-	281.2	220.9	-	60.3
福島県	白河市	下水道事業	60.4	-	-	60.4	38.8	-	21.6
福島県	二本松市	災害復旧事業	303.8	-	-	303.8	108.2	-	195.6
福島県	本宮市	災害復旧事業	193.4	-	-	193.4	166.5	-	26.9
福島県	只見町	災害復旧事業	58.3	-	-	58.3	46.7	-	11.6
福島県	只見町	辺地対策事業	163.4	-	-	163.4	97.7	-	65.7
福島県	只見町	過疎対策事業	172.2	-	-	172.2	78.1	-	94.1
福島県	南会津町	災害復旧事業	0.8	-	-	0.8	0.4	-	0.4
福島県	磐梯町	公共事業等	307.2	-	-	307.2	19.2	-	288.0
福島県	猪苗代町	過疎対策事業	431.3	-	-	431.3	185.9	-	245.4
福島県	会津坂下町	過疎対策事業	472.4	-	-	472.4	278.8	-	193.6
福島県	柳津町	辺地対策事業	57.3	-	-	57.3	52.2	-	5.1
福島県	柳津町	過疎対策事業	57.8	-	-	57.8	38.8	-	19.0
茨城県	つくばみらい市	学校教育施設等整備事業	1,320.7	-	-	1,320.7	1,123.3	-	197.4
栃木県	日光市	災害復旧事業	14.2	-	-	14.2	8.5	-	5.7
群馬県	桐生市	水道事業	112.0	-	-	112.0	28.0	-	84.0
群馬県	渋川市	公共事業等	275.3	102.7	-	172.6	107.7	102.7	64.9
埼玉県	川口市	公共事業等	2,536.2	-	-	2,536.2	2,507.0	-	29.2
埼玉県	久喜市	学校教育施設等整備事業	425.6	-	-	425.6	216.4	-	209.2
埼玉県	八潮市	公共事業等	509.0	-	-	339.8	313.4	-	26.4
埼玉県	坂戸市	公共事業等	27.4	-	-	27.4	-	-	27.4
千葉県	山武市	災害復旧事業	6.0	-	-	6.0	3.3	-	2.7
千葉県	いすみ市	公共事業等	98.8	-	-	98.8	90.5	-	8.3
神奈川県	平塚市	災害復旧事業	38.4	-	-	38.4	-	-	38.4
神奈川県	鎌倉市	一般廃棄物処理事業	875.5	-	-	875.5	390.3	-	485.2
神奈川県	三浦市	公共事業等	210.0	-	-	210.0	202.8	-	7.2
新潟県	長岡市	学校教育施設等整備事業	669.3	78.8	-	669.3	197.5	78.8	7.7
新潟県	長岡市	過疎対策事業	507.6	-	-	507.6	497.6	-	10.0
新潟県	三条市	災害復旧事業	18.8	-	-	18.8	12.3	-	6.5
新潟県	湯沢町	下水道事業	153.7	-	-	153.7	102.7	-	51.0
石川県	七尾市	災害復旧事業	78.4	-	-	78.4	78.0	-	0.4

※ 東日本大震災分

(単位：百万円)

団体名	事業区分	既同意額				変更協議額				振替額
		財政融資	機 構	市場公募	銀行等	財政融資	機 構	市場公募	銀行等	
山梨県 市川三郷町	過疎対策事業	177.9	-	-	-	177.9	-	-	-	42.0
静岡県 森町	学校教育施設等整備事業	1,175.1	-	-	-	1,175.1	-	-	-	631.1
三重県 能野市	過疎対策事業	670.1	-	-	-	670.1	-	-	-	304.8
滋賀県 守山市	学校教育施設等整備事業	405.4	-	-	-	405.4	-	-	-	267.7
京都府 綾部市	一般補助施設整備事業	28.3	-	-	-	28.3	-	-	-	28.3
大阪府 河内長野市	災害復旧事業	44.1	-	-	-	44.1	-	-	-	28.2
大阪府 箕面市	公共事業等	205.2	-	-	-	205.2	-	-	-	205.2
奈良県 五條市	公共事業等	752.5	-	-	-	752.5	-	-	-	750.0
奈良県 天川村	災害復旧事業	3.8	-	-	-	3.8	-	-	-	0.3
和歌山県 那智勝浦町	災害復旧事業	29.7	-	-	-	29.7	-	-	-	5.0
島根県 出雲市	過疎対策事業	344.1	-	-	-	344.1	-	-	-	131.1
島根県 江津市	災害復旧事業	396.7	-	-	-	396.7	-	-	-	14.4
島根県 邑南町	災害復旧事業	240.0	-	-	-	240.0	-	-	-	3.0
島根県 海士町	辺地対策事業	833.8	-	-	-	833.8	-	-	-	38.5
広島県 海田町	水道事業	150.0	-	-	-	150.0	-	-	-	14.0
山口県 萩市	災害復旧事業	2,543.3	-	-	-	2,543.3	-	-	-	114.3
山口県 防府市	学校教育施設等整備事業	521.6	-	-	-	521.6	-	-	-	9.3
香川県 高松市	水道事業	118.7	-	-	-	118.7	-	-	-	2.7
高知県 日高村	公共事業等	33.6	-	-	-	33.6	-	-	-	6.8
長崎県 平戸市	災害復旧事業	101.8	-	-	-	101.8	-	-	-	1.7
大分県 中津市	災害復旧事業	133.0	-	-	-	133.0	-	-	-	19.4
大分県 中津市	過疎対策事業	424.4	-	-	-	424.4	-	-	-	72.7
大分県 中津市	水道事業	99.4	-	-	-	99.4	-	-	-	72.5
沖縄県 那覇市	一般補助施設整備事業	135.4	-	-	-	135.4	-	-	-	7.5
沖縄県 石垣市	一般補助施設整備事業	107.2	-	-	-	107.2	-	-	-	14.5
沖縄県 名護市	一般補助施設整備事業	103.7	-	-	-	103.7	-	-	-	100.0
沖縄県 伊是名村	過疎対策事業	80.7	-	-	-	80.7	-	-	-	39.7
合 計		122,072.8	214.5	15,759.7	24,366.8	122,072.8	214.5	15,817.0	38,286.7	13,977.2

※ 東日本大震災分